

# 平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会会議録

## 目 次

招集告示	1
会 期	1
応招議員・不応招議員	2
6月28日(木)	
○議事日程	3
○出席議員・欠席議員	4
○説明のための出席者	4
○事務局職員出席者	4
○開会及び開議の宣告	5
○議長のあいさつ	5
○管理者のあいさつ	5
○議事日程の報告	6
○日程第1、会議録署名議員の指名	6
○日程第2、会期の決定	6
○日程第3、諸報告	6
○日程第4、埼玉県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について(議案第4号)	7
○日程の追加	8
○日程第5、議長辞職の件(追加日程)	8
○日程の追加	8
○日程第6、議長の選挙(追加日程)	9
○議長就任のあいさつ	10
○日程の追加	11
○日程第7、議席の一部変更(追加日程)	11
○日程の追加	11
○日程第8、副議長の選挙(追加日程)	11
○副議長就任のあいさつ	13
○日程第9、一般質問	13
○議長のあいさつ	29
○管理者のあいさつ	30
○閉会の宣告	30

○ 招 集 告 示

坂戸、鶴ヶ島下水道組合告示第12号

平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を次のとおり招集する。

平成13年6月5日

坂戸、鶴ヶ島下水道組合管理者 伊 利 仁

記

1 期 日 平成13年6月28日

2 場 所 坂戸、鶴ヶ島下水道組合議事堂

---

○会 期

平成13年6月28日 1日間

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員 (14名)

1 番	森	田	正	男	君	2 番	山	中	基	充	君	
3 番	田	原	教	善	君	4 番	高	沢	良	夫	君	
5 番	山	田	吉	徳	君	6 番	長	井	昭	夫	君	
7 番	塘	永	真	理	人	君	8 番	松	村	和	子	君
9 番	井	上	勝	司	君	10 番	西	村	武	次	君	
11 番	中	島	常	吉	君	12 番	榊	原	京	子	君	
13 番	高	橋	信	次	君	14 番	藤	原	建	志	君	

不応招議員 (なし)

## 平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会 第1日

○議事日程（第1号） 平成13年6月28日

日程第1、会議録署名議員の指名について

日程第2、会期の決定について

日程第3、諸報告

(1)繰越明許費に係る繰越計算書について（報告第1号）

(2)現金出納検査の結果について（監査報告第2号）

(3)議事説明者について

日程第4、埼玉県市町村職員退職手当組合理約の一部変更について（議案第4号）

日程第5、議長辞職の件について（追加日程）

日程第6、議長の選挙について（追加日程）

日程第7、議席の一部変更について（追加日程）

日程第8、副議長の選挙について（追加日程）

日程第9、一般質問

午前10時開会

出席議員（14名）

1番	森	田	正	男	君	2番	山	中	基	充	君	
3番	田	原	教	善	君	4番	高	沢	良	夫	君	
5番	山	田	吉	徳	君	6番	長	井	昭	夫	君	
7番	塘	永	真	理	人	君	8番	松	村	和	子	君
9番	井	上	勝	司	君	10番	西	村	武	次	君	
11番	中	島	常	吉	君	12番	榊	原	京	子	君	
13番	高	橋	信	次	君	14番	藤	原	建	志	君	

欠席議員（なし）

説明のための出席者

管理者	伊	利		仁	君	副管理者	品	川	義	雄	君
収入役	池	畑	勝	一	君	監査委員	菅	沼	明	之	君
事務局長	吉	田	勝	己	君	事務局次長 兼総務課長	柳	沢		弘	君
事務局次長	山	崎	邦	治	君	事務局次長 兼管理課長	中	河		渡	君
業務課長	浅	見	邦	男	君	建設課長	岩	上	達	志	君
水処理 センター 所長	金	子	久	夫	君						

事務局職員出席者

書記	岡	安	文	雄		書記	森	田	進	一
書記	新	井	邦	男		書記	高	山		淳

◎開会及び開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高橋信次君) 現在の出席議員14人全員であります。よって、定足数に達しております。

ただいまから平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。



◎議長のあいさつ

○議長(高橋信次君) 開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、何かとお忙しい中、早朝より全員の方のご出席を賜り、ここに開会できますことは、本組合発展のため、まことに喜ばしい次第であります。

本日提案されております議案は、埼玉縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について1件であります。重要な議案でございます。何とぞ慎重ご審議をいただきまして、本定例会が無事終了できますようご協力を願い申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。



◎管理者のあいさつ

○議長(高橋信次君) 管理者にごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者(伊利 仁君) 議員の皆さん、おはようございます。

本日、平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては極めてご多忙の中、ご健勝にて全員の方のご出席をいただきまして、ここに議会の成立を見ることができましたことは、当組合発展のためにまことにご同慶にたえないところでありまして、衷心より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、本年度も第1・四半期を終えようとしておりますが、引き続き都市整備に欠くことのできない根幹的施設であります下水道整備の促進のため、各種事業の推進に努力をしているところでありますので、議員各位におかれましては変わらざるご理解とご協力をお願いを申し上げる次第であります。

本日もご提案申し上げます議案は、埼玉縣市町村職員退職手当組合理約の一部変更について1件でございます。重要な議案でございますので、慎重ご審議をいただきまして、適切なるご決断を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつとさせていただきます。何とぞよろしくをお願いいたします。



### ◎議事日程の報告

- 議長（高橋信次君） 書記をして、本日の議事日程を朗読いたさせます。  
高山書記。
- 書記（高山 淳君） （議事日程朗読）



### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（高橋信次君） ただいまから本日の議事に入ります。  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、  
6番 長 井 昭 夫 議員  
7番 塘 永 真理人 議員  
を指名いたします。



### ◎会期の決定

- 議長（高橋信次君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。  
〔「異議なし」の声〕
- 議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。  
よって、平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。



### ◎諸報告

- 議長（高橋信次君） 日程第3、諸報告をいたします。  
管理者から、繰越明許費に係る繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
次に、監査委員から、平成13年2月、3月及び4月分に係る現金出納検査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。  
続いて、今期定例会に議事説明者として出席通知のありました者の職、氏名並びに書記の氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

---

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高橋信次君） 日程第4、埼玉県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について（議案第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） ただいま議題となっております議案第4号 埼玉県市町村職員退職手当組合格約の一部変更について、提案の理由を申し上げます。

さいたま市の発足によります事務所の位置の変更、退職手当制度の所要の改正、川里村の町制施行及び大里南部環境福祉一部事務組合の解散による脱退に伴い、当該組合の規約の一部変更について協議を行う必要が生じたので、地方自治法第290条の規定に基づき、本案を提出した次第であります。何とぞ慎重ご審議の上、速やかなるご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（高橋信次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」の声〕

○議長（高橋信次君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高橋信次君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時25分

○事務局長（吉田勝己君） 高橋信次議長より辞職願いが提出されておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長に議長の職務をお願いいたします。

高沢副議長、議長席へお願いいたします。



〔13番 高沢良夫君議長席に着く〕

○副議長（高沢良夫君） ただいまご紹介をいただきました高沢でございます。

地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いいたします。  
休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎日程の追加

○副議長（高沢良夫君） お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長辞職の件についてを日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。



### ◎議長辞職の件

○副議長（高沢良夫君） 日程第5、議長辞職の件を議題といたします。

この際、地方自治法第117条の規定により、高橋信次議員の退席を求めます。

〔4番 高橋信次君退席〕

○副議長（高沢良夫君） 議長の辞職願いを朗読いたさせます。

高山書記。

○書記（高山 淳君） （辞職願朗読）

○副議長（高沢良夫君） 念のため申し上げます。

本件は会議規則第72条第2項の規定により、討論を用いないでその許否を決めることになっております。

お諮りいたします。高橋信次議員の議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、高橋信次議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

高橋信次議員の復席を求めます。

〔4番 高橋信次君復席〕



### ◎日程の追加

○副議長（高沢良夫君） お諮りいたします。

この際、議長辞職に伴い、議長の選挙を日程に追加いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定いたしました。



### ◎議長の選挙

○副議長（高沢良夫君） 日程第6、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（高沢良夫君） ただいまの出席議員は14人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番、森田正男議員、14番、藤原建志議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（高沢良夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（高沢良夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

高山書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○副議長（高沢良夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○副議長（高沢良夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

森田正男議員、藤原建志議員に立ち会いをお願いいたします。

〔立会人立ち会の上開票〕

○副議長（高沢良夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 高沢良夫議員 12票

松村和子議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、私、高沢良夫が議長に当選いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕



### ◎議長就任のあいさつ

○議長（高沢良夫君） それでは、当選の承諾並びにごあいさつをさせていただきます。

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま行われました議長選挙におきまして、不肖私が議員各位のご推挙を賜りまして、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会の議長に当選をさせていただいたわけでございます。心からお礼を申し上げる次第でございます。当組合の事業につきましては、市民の生活に欠かすことのできない重要な事業であります。議員各位は言うに及ばず正副管理者、執行部の皆様方のご指導、ご協力を賜りまして、議長の職務を全うしてまいりたいと思います。何とぞ皆様方のご指導、ご鞭撻を心からお願い申し上げます。簡単ではありますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（高沢良夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎日程の追加

- 議長（高沢良夫君） この際、議長選挙に伴い、議席の一部変更についてを日程に追加いたしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、議席の一部変更についてを日程に追加することとし、以下順次繰り下げることに決定  
いたしました。



### ◎議席の一部変更

- 議長（高沢良夫君） 日程第7、議席の一部変更を行います。

議席は、会議規則第4条第3項の規定により、議長において、高橋信次議員の議席は議席番号13番に、  
高沢良夫の議席は議席番号4番に、それぞれ変更いたします。

直ちに新議席にお着きを願います。

〔13番 高橋信次君議席に着く〕



### ◎日程の追加

- 議長（高沢良夫君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思  
います。これにご異議  
ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

- 議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。



### ◎副議長の選挙

- 議長（高沢良夫君） 日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

- 議長（高沢良夫君） ただいまの出席議員は14人です。

お諮りいたします。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番、山中基充議員、13番、高橋信

次議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） ご異議なしと認めます。

よって、立会人に2番、山中基充議員、13番、高橋信次議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（高沢良夫君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（高沢良夫君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

高山書記。

〔点呼に応じて順次投票〕

○議長（高沢良夫君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声〕

○議長（高沢良夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

山中基充議員及び高橋信次議員に立ち会いをお願いいたします。

〔立会人立ち会の上開票〕

○議長（高沢良夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票中 山田 吉徳議員 12票

塘永真理人議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

よって、山田吉徳議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（高沢良夫君） ただいま副議長に当選されました山田吉徳議員が議場におられますので、本席から

会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。



### ◎副議長就任のあいさつ

- 議長（高沢良夫君） 5番、山田吉徳議員、ごあいさつをお願いいたします。
- 5番（山田吉徳君） 議員の皆様には、大変なご配慮とご推挙を賜り、ただいま副議長に当選をさせていただき、大変身の引き締まる思いでいっぱいでございます。特にことしは明治33年、旧下水道法が施行されてから101年目を迎えるわけですが、いよいよ新たな100年目に向かって下水道の整備にまた邁進するという決意を新たにしているところでございますが、幸いに高沢良夫議長もいらっしゃいますので、私も全力を尽くしてまいりますので、どうか議員の皆様におかれましては、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げ、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。



### ◎一般質問

- 議長（高沢良夫君） 日程第9、一般質問を行います。  
通告者は4人であります。順次質問を許します。  
11番、中島常吉議員。
- 11番（中島常吉君） 11番、中島常吉でございます。通告に従いまして、一般質問を行います。  
私は、公共下水道、浅羽幹線計画について質問をさせていただきます。公共下水道浅羽第1幹線は、平成12年3月に事業認可になっております。総延長3,400メートル、内訳の内容といたしましては、開渠による部分につきましては約1,200メートル、管渠につきましては約2,200メートル、そして管渠の大きさにつきましては1,800から約2,000という大きなものであります。そこで、今後これから行う管渠2,200メートルの施行方法と問題点について考えてみますと、今度の計画ルートは今までの水路とは違った新しいルートであります。今までは水田の大排水を利用して実施してきたわけですが、新しい違った計画であります。そして、この管渠の2,200メートルにつきましては非常に距離が長い。その長いところに管渠管が布設されるということでありまして、完成いたしますと、水の流れが非常にスムーズにいくと、大量の水を排除できると、こういう特徴があるのではないかと考えられます。そこで、具体的な質問に移ります。  
第1に、新ルートの管渠の集水区域と、そして面積はどのような計画になっているかということでありまして、とりわけ集水区域につきましては、畑あるいは雑種地につきましては、地下浸透するために流出係数が少ない。いわゆる一般的には20%ないしは30%でありまして、あとは地下浸透をいたします。ところが、宅地及び駐車場、道路等につきましては、ほとんどの水が流出する、流出係数が高いと言われておるのでございます。これらを踏まえまして、まず第1の質問といたしましては、新ルートの管渠の集水区域

名と面積はどうなっているのかお尋ね申し上げます。

質問第2といたしまして、いわゆるこの管渠によりまして、水流速度が速まりまして、下流域におきまして溢水あるいは氾濫の恐れはないかということであります。ご存じのとおり本下水道組合におきまして、かつては昭和46年ごろに飯盛川都市下水路を工事いたしまして、その後50年を過ぎまして、下流域の片柳及び下水道組合の処理場の放流渠の下約20メートルの地点におきまして、大雨の降った際におきまして、氾濫が何年も繰り返されたという状況がありますので、これらの完成した暁におきまして、コンクリート水路の大量排除という内容の中から、氾濫を懸念するわけではありますが、この点について、第2点といたしまして質問をさせていただきます。

第3といたしましては、ちょうどこの計画ルートの中でありますけれども、浅羽七区の県道日高川島線と交差してくるルートでありますけれども、この部分におきまして去る5月の中旬の夕立のときに、この部分で日高川島線の水が氾濫、滞水したと、こういう例があります。したがって、これらについての計画を進める上に当たって、これらとの状況の排除をどのように考えているのか、そのお考えをお尋ねいたします。

4番目に、計画ルートの中に水の調整施設はどのように考えているのかということであります。具体的には、ルート及びその周辺に遊水池あるいは落差工などを設け、そして災害に備えるということが考えられるわけであります。ましてや2,000メートルに及ぶ管渠でありまして、その大きさも人間が入って歩けるような大きな管渠であります。ゆえに周辺においてこれらの調整施設はどのように考えているのか、この点をお尋ね申し上げます。

最後に、計画ルートのうちで現在施行しております水田地域は調整地区であります。上流に至りましては市街化区域がありますけれども、上流に至るまでの間、現在完成した部分から鶴ヶ島の市街化区域に至るまでの調整区域におきましては、その間の距離は1,300メートルほどあると思われまます。したがって、この部分については今まで行った開渠方式が適当ではないか、このように思うのでございます。なぜならば、管渠方式でいきますと、膨大な経費、そして工事の実施につきまして、長い年月が必要であると。もちろん全体が今度のルートが管渠の方式でありますけれども、東武越生線、あるいは県道日高川島線の関係につきましては、当然管渠でしかるべきであると思っておりますが、その他におきましては開渠が適当ではなかろうかと、このように思いますが、これらについてご見解を求める次第でございます。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 中島議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、集水区域の見込み面積と計画ルート周辺の集水でございますが、今後工事を実施します浅羽第1幹線の上流約2,000メートル部分につきましては、坂戸市大字浅羽の一部及び鶴ヶ島市大字下新田、中新田、上新田の一部と一本松及び新田土地区画整理区域内の一部を含め、計画ルート周辺の集水区域は166ヘクタールを見込んでおるところでございます。なお、計画ルート周辺の現況は宅地と畑が主でありまして、ご質問にもありましたようにその流出係数は宅地が0.5、畑、雑種地等0.2を見込んでおるところでございます。

次に、コンクリートにて整備すると、流速が速まり、下流で氾濫の恐れはないかとのことでございます

が、雨水の排除計画に当たりましては、流出してきた雨水をできるだけ早く排除することが原則であります。流速については毎秒1.92メートルから2.37メートルで計画されており、落差工についても2カ所計画しております。したがって、下流等に支障が生じないように計画しておるところでございます。また、計画雨水量は最大計画雨水流出量を算定して、その断面積、断面、形状等を決定し、勾配につきましては2.4パーミリから3.5パーミリと定め、特に水路内に沈殿物が堆積しないよう計画しております。なお、最大計画雨水量流出の算定に当たっての降雨強度は、1時間当たり57ミリを見込んでおりまして、その確率年は5年でございます。

次に、浅羽七区、県道日高川島線で氾濫したという件でございますが、集中豪雨的な場合は、場所によって氾濫するところが見られるわけでございます。今回氾濫した場所は集水区域内でありますので、浅羽第1幹線の工事を実施するときにいろいろ現地を調査し、いわゆるグレーチング、溝蓋等の施工方法も勘案することによりまして、逐次氾濫箇所が解消されると思われまますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、計画ルートの中に遊水池、落差工などの検討は必要ないかとのことでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたが、集水区域内の現況を見ますと、畑地等が多いため、降雨量に対し水路に流入する雨水量の比率、流出係数は低いと考えられるわけでございます。ご質問の落差工でございますが、地盤高と管渠勾配等の関係によりまして、落差工を設置する計画でございます。なお、上流側に位置する鶴ヶ島市の一本松土地区画整理区域内の調整池については2カ所計画されておりまして、その面積は3,140平米と伺っております。また、新田土地区画整理地内につきましても5カ所で、その面積は2万6,393平米で、既に完成していると伺っております。このような現況でございますので、計画ルートの中に落差工は設置いたしますが、遊水池の計画は考えておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、計画ルートのうち市街化調整地区は、現在のコンクリート管渠方式が適当と思うが、見解はとのことでございますが、去る平成12年3月に取得しました公共下水道事業計画変更認可では、上流部分の工事計画については、現況道路に内径1,800ミリから内径2,000メートルの管渠を布設する計画になっております。ご質問のコンクリート開渠方式でございますが、既に工事が完了しております坂戸市大字浅羽962番地付近の地盤高は約31.5メートルでありまして、上流の事業認可終点付近の通称鉄砲道の地盤高は約40.5メートルでございます。9メートル差があるわけでありまして、管渠で施行した場合でも、管渠勾配等から管底の高さが約4.5メートルから6.5メートルになる計画でございます。このような地形的諸条件から、開渠方式では施行上さまざまな要因が考えられますので、今後十分検討していきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 11番、中島常吉議員。

○11番（中島常吉君） それぞれありがとうございます。

第1の質問の関係でありますけれども、166ヘクタールを見込んであるということでもあります。流出係数につきましては、低く見込んでいるという現状からの説明でございました。

2番目の下流域の氾濫の件でありますけれども、ただいま雨量計算の発表がありました。降雨強度57ミリということでもありますけれども、これらの具体的データをもとにした積算で行っていると思っておりますが、



以前も飯盛川の関係もいろんなデータで積算してあの工事を行ったわけではありますが、実際には氾濫事件が起きてしまったという現況もあります。ゆえにこの辺の関係につきましては、今後ともなお十分研究をし、検討を重ねて万遺憾なきように進めていただくように要望いたします。

3点目の日高川島線の氾濫の件でありますけれども、ルートと合致するところにつきましては、グレーチング等で排除するようにいたしたいということでもあります。ぜひお願いいたします。

4番目に、遊水池の計画、落差工の関係でございますが、とりわけ鶴ヶ島の新田区画整理において5カ所、2万6,000平米、また一本松も2カ所で3,800平米の遊水池を計画しているということでもあります。そういう内容を踏まえて、この水の調整について検討しているということでもあります。この点についてはなお私も勉強したりしていきたいと思いますが、まだ計画実施については先がありますので、許可を取ったと、認可がおりたといっても、内容的には十分精査して対応するように要望いたします。

最後に、計画ルートの調整区域につきまして、開渠ではどうかという提案でありますけれども、上流と下流との落差が9メートルある。ゆえに管渠でないと調整がとれないという答弁でありました。この方式については、調整地区についてはいろいろ工夫して、とにかく管渠については莫大な経費がかかろうというふうに私は推定するわけでありまして、浅羽野の水田地帯の延長というふうなことで調整地区は進んでもいいのではないかと、こんなふうな考えを持ったものであります。本日の会議におきましては、膨大な経費の見込みであるとか、年月日の予定であるとか、これらを議論している状況でないで、今後なお研究し、またの機会にしたいと思いますが、とりあえず当局の見解につきましては了解した次第でございます。

2回目の質問といたしまして、今まであった浅羽地区内に2面柵渠の水路があります。今度のルートは全く違った部分に計画されておるわけであります。私は、今まで機能しておりました2面柵渠につきましては、この新しいルートができたとしても、周辺地域の皆さんが排水に利用し、そしてそれらの機能も果たしておりますし、また部分によってはそのまま残せば、調整池的な役割も果たすのではないかと、こんなふうには私は思うわけであります。したがって、今まであります水路につきまして、2面柵渠の部分につきましては、今後どのように対処するお考えなのか、その点をお伺いいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

既存の現況水路につきましては、延長約1,400メートルございまして、現在利用しておりますので、現況のまま残す考えでございます。なお、新たに整備する浅羽第1幹線と部分的に接続し、その機能を十分満たしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） それでは、次に、2番、山中基充議員の質問を許可します。

○2番（山中基充君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問を行わせていただきます。私の質問は2問でございます。

まず第1問、下水道の管理について。国土交通省は、処理場などの下水施設の維持管理に民間のノウハウを積極的に活用する方針を打ち出しております。市町村など下水道管理者が民間に維持管理を委託する際に設けている細かな規則を撤廃して、放流水の水質を一定に保つなどの最小限の条件をつけるだけで、

業務の大半を民間業者の裁量にゆだねる方式にかえることによって、このような大幅な規制緩和によってその業務を効率化して経費を節減することを目的としております。

(1) として、国土交通省のこのような打ち出しは、県を通して、また直接下水道組合に伝わっておりますでしょうか。処理場やポンプ場などの運転、維持管理業務は9割近くに達するという統計が日本ではあるそうでございます。あらかじめ定められた仕様に基づいて民間への委託がなされる傾向にあり、そのために効率化が妨げられておりますと、国土交通省のレポートにはあります。

(2) として、坂戸、鶴ヶ島下水道組合の処理場の業務に関してどのような状況でありますでしょうか。

(3) として、処理場の維持管理などの法律化について伺います。

次に、2番目の質問に移らせていただきます。ホームページ作成について。公益法人、特殊法人の見直しが急務と言われ、構造改革が図られている昨今、情報公開また説明責任はすべての行政の業務に徹底されなければならないことであります。一部事務組合である下水道組合は、その形態から、より市民への説明を積極的にやらなければならないと考えております。広報紙を持たない当組合にとって、経費面、効率面を考え、ホームページを立ち上げるべきという質問を昨年いたしました。現状を伺うとともに、今後の計画について伺わせていただきます。

以上で私の1回目の質問を終了いたします。

○議長(高沢良夫君) 吉田事務局長、答弁。

○事務局長(吉田勝己君) 山中議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、民間のノウハウを活用する方針についてでございますが、この件につきましては、去る5月21日に開催されました埼玉県下水道課主催の下水道主管課長会議におきまして伺っているところでございます。その後、県下水道課に照会したところ、本要旨でありますいわゆる性能発注につきましては、国からガイドラインが示されたばかりであり、早急な対応は県としても考えていないとのことでございます。

次に、水処理センター運転管理業務の状況でございますが、仕様書において業務概要を次のように規定しております。1点目として、中央操作盤室の監視操作、2点目として、各種機器の運転操作及び記録、3点目として各種機器の保守点検整備及び諸修理、4点目として、水質試験及び監視業務、5点目として、水処理センターの清掃と整理、整頓、6点目として、水処理センター等の警備業務、7点目として、その他上記業務の関連諸事項、これらの業務が適正に行われているか常に管理しております。なお、現在までのところ、これらの事項について業務の停滞を招くような事態は発生しておりません。

次に、維持管理などの効率化でございますが、運転管理業務委託といたしまして、北坂戸と石井水処理センターを委託しております。平成13年度は、予算編成時に事業費の枠配分で委託料を見ておりますが、国土交通省の指導によりますと、下水道施設維持管理積算要領、これは処理場とポンプ場編があるわけでございますが、それにより委託料の積算をするように言われておりますが、当組合はこの積算要領のできる以前から、北坂戸水処理センターを運転管理業務委託している関係上、北坂戸、石井水処理センターともこれを踏襲しております。下水道施設維持管理積算要領に照らして積算した結果と比較して、約20%程度低く抑えられております。また、組織の効率化という観点から見ますと、維持管理部門を一元化し、事務処理等の業務を統合しております。

次に、ホームページの関係でございますが、去る平成12年の6月定例会においてご質問をいただいたと

ころでございますが、現状におきましては、構成市のうち鶴ヶ島市のホームページには下水道関係が一部掲載されております。その内容につきましては、公共下水道への接続、受益者負担金、使用料金の徴収についてでございます。坂戸市につきましては、掲載はされておりましたが、今後下水道関係については、両市のホームページで対応できないか市の担当部局と協議をし、どのような方法がよいのか検討してまいりたいと考えております。

また、一部事務組合におきますホームページの作成状況につきましては、ほとんど作成されていないのが現状でございますが、当組合においてはインターネットの接続を平成13年5月に行い、県等への電子メールにより文書のやり取り、情報の収集等に利用しているところでありますが、PR活動にも積極的に取り組んでいく必要があるものと認識しておりますので、さまざまな角度から検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 2番、山中基充議員。

○2番（山中基充君） 2番、山中基充です。再質問を行わせていただきます。

まず、下水道管理について。これは昨今叫ばれている、いわゆる構造改革のことがまさに現実的に下水道組合にも示されているという内容でございます。新聞報道等でこの事実を知ったわけでございますけれども、私の知りたかったのは、こういった新聞報道がされて、実際国土交通省からそういったような打ち出しのようなものがあって、それが実際の現場である当組合の方にどういった形で伝わっているのか、どれほどのスピードで伝わっているのかということがまず知りたくて、今回質問させていただきました。お話によりますと、5月21日に説明を受けたということで、まだ県の方でも対応も決まっていませんし、当然そういった形であれば、組合の方でも具体的な話はないというお話でございました。今回のこの一連の構造改革、痛みは伴うものでございます。今回これを実行しますと、職員の削減、またさまざまな機器管理等も業者に完全に委託するということは、今事務の方、こちらの下水道の組合の職員がやっておるわけでございますので、ある程度無理はきくけれども、全く業務に関してはブラックボックスになってしまう、そういったおそれもあることかもしれません。しかし、そういったさまざまな問題を抱えながらも業務の効率化、規制緩和に伴うそういったコントロールがしづらくなるという状況も考えながら、今後、今まだそういった打ち出しがきているところだということですので、これ以上は答弁も出ないと思いますので、質問いたしませんけれども、そういった行政改革について積極的に取り組んでいただけるようにご要望させていただきます。

次に、ホームページについてですけれども、今のご答弁を察すると、鶴ヶ島市はつくっているけれども、坂戸市がつかっていないということで、これは組合としての独自のホームページは持たないで、鶴ヶ島市は気をきかせてというか、要は市民から下水道の要望、質問等が多い。そういったことを考えて、一部事務組合の業務でありますけれども、下水道という欄を設けてそれをホームページに載せているという状況で、当のおひぎ元の坂戸市はそれもやっていないという状況でございます。今のお話でいくと、またそれを坂戸市の方に訴えて、結局他力本願ではないですけれども、組合として持たずに構成市にそれぞれつくってもらうというような答弁であったと思います。これでは結局この組合としての独自というか、責任というのは果たせないのではないかと危惧するところでございます。と申しましても、まずホームページの

特質上、それを開くということにそんなにお金もかかりませんし、また技術的なことも今回下水道組合においては、そんな業務もありませんので、1回ある程度立ち上げてしまえば、あとは日々のトピックス等を書きかえるだけで、そういった変化もそんなに手間はかからないのではないかと思いますので、本年度の5月から初めてインターネットが組合に入って、Eメールのやり取りが始まったという状況を私もちよっと伺ってびっくりしたのですけれども、そんな状況でございまして、できるだけ早急にIT化を図っていただきたいと思います。と申しますのは、東京都の方で今度下水道のそういった手続はネットを使ってやるというような動きが出てきたように伺っております。電子自治体というのが大きな流れの中、当組合もその流れに逆らうことはできないと思います。であるならば、早目の対策が市民本位の対策ではないかと思うところでありますので、そういった取り組みについてだけ再質問させていただきます。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

先ほどもご答弁申し上げましたが、いろんなさまざまな角度から検討していきたいと。経費の問題とかいろいろございますので検討をしていきたいと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） よろしいですか。

次に、8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を行います。

日本銀行の調査では、老後の生活が大変心配だという回答をした人が、1990年度は35.1%でございましたが、2000年には94.7%と、この10年間で実に2倍以上になっています。将来の安心のための社会保障制度が次々と自民党、自公保連合によって改悪されているからです。鶴ヶ島市の21世紀まちづくり計画、総合計画策定で昨年、平成12年度に実施しました市民アンケート調査を見ましても、施策の要望の今回の第1位は、高齢者福祉、介護サービスの充実ということが第1位ということで41.1%でございました。そして、第2位が環境の問題で下水道の整備ということで27.4%。普及率がここ10年で結構伸びまして、坂戸市58%、鶴ヶ島市39%ということで、平成12年度3月31日現在で普及率は上がっておりますけれども、まだまだ下水道の整備ということは、市民にとっての大きな要求であるということが言えると思います。

また、今市民にとって小泉内閣の進める構造改革ということは、国民犠牲、先ほどもいわゆる行革による下請化ということもありますけれども、これは市民直結の事業を何でも業者任せにどんどんしていくということで、本当に安心が持てるサービスができるかということになりますと、あらゆるものを削ってかえって問題が起きるということも、私は一面言えるのではないかと思います。特に構造改革では、今回不良債権の処理ということで倒産が20ないし30万社にもなるということ、今回の首相に対する各党の一般質問の中で共産党の代表にも小泉首相ははっきりと答えています。こうした受け皿もないまま高齢化、失業ということで、国民生活というのはもうこれ以上痛み分けができない、そういう階層の方がたくさんいまして、家をいわゆるローンが払えないから手放したり、あるいは車で生活する人とかいろんな方が今出ているというところまで来ています。そうした中で犯罪というのは昨今非常に多くなっているというふうに言えると思います。下水道の組合においてもできる救済措置というのは何かとえば、やはり第1問目の質問にございますように、市民生活を守る対策というのは、消費税を公共料金にかけると

いうことについて、どうしていくかということが一番の大きな課題ではないかというふうに考えまして、1番目の質問を設定いたしました。

一番最初の質問の中身は、市民生活を守る対策についてということで、上に軽く、下に厚い、収入に応じてということでございますが、非常に下に重い不公平な税制である消費税を、公共料金である下水道料金にかけないで廃止していくということが必要ではなかろうかというふうに思いますので、この点についてお尋ねしておきたいと思います。

二つ目の質問です。これは使用料などの減免ということが第23条に規定されておりますけれども、これについて毎回ほとんどこれが実施されていないという現状でございます。実施の現状と今後の対策と、対応についてお尋ねしておきたいというふうに思います。

三つ目には、下水道料金引き上げを1年半前やったわけですが、それほど全県的に見ては高くないと当局は言っておりますが、やはり下水道料金というのは水道料金とあわせると、非常に家計にかかるウエートというのが高いわけです。この下水道料金の引き下げについてお尋ねしておきたいと思います。

二つ目の大きな質問でございます。公共下水道工事についてということで、一つはお伺いしておきたいと思います。坂戸市関間から鶴ヶ島市若葉駅前、これはやはり鶴ヶ島、坂戸の表玄関、若葉駅ということで、これが整備されますと、非常にこの地域というのが基盤整備が求められてくる地域になるのではないかとこのように考えられまして、今下水道組合といたしましても関間の方に幹線を延ばしていくという状況の中で、既にその事業が急ピッチで両市とも進められているというふうに思いますが、関間の状況と若葉駅前の状況と今後の見通しについてお伺いしておきたいというふうに思います。

二つ目の(2)の方では、先ほど地元の中島議員の方から細かい一般質問がございました。私は、一本松、新田の区画整理が進行するに伴って、いわゆる排水問題というのは大変深刻な課題でございまして、下流にございます坂戸市の方も被害が及びますけれども、鶴ヶ島市の方につきましてもさまざまな今問題、係争などが起きているわけです。日高川島線ですか、この県道の整備というのが県に要望しても、なかなか整備がよくなって、排水問題が非常に悪い。いわゆる路肩側溝が悪いということも含めまして、今この排水問題が早急に解決してもらいたいという声が強いです。こうしたことから一本松、新田区画整理地内の工事の見通しについてお伺いしておきたいというふうに思います。

三つ目の質問は、石井水処理センター工事に関する官政談合、これはもう毎回私、質問を出しておりますので、当局の皆さんもよくおわかりだと思います。一つ目には、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況について。二つ目には、組合として損害賠償を求めていただきたいというふうに思いますので、ご答弁をいただきたいと思います。

四つ目の質問です。汚泥処理の状況についてということで、汚泥処理が海洋投棄ができなくなって、その後の廃棄ということが非常に懸案事項になってまいりました。その中で汚泥処理については太平洋セメントを初めとするセメント化の問題で、そちらの方に出しているという話は伺ってはいますけれども、またこのエコセメントが今、では完全かということ、非常にいろんなもろもろの市民からの問題が出ております。日高市でやっているのは、こうした終末の汚泥だけではなくて、今3月1日から始まりました。太平洋セメントと、日高市はごみ処理場が住民の反対でできないということから、この太平洋セメントとともに焼却を行うということで、現在1日当たり60トンのごみを1年間かけてキルンという中で液化して、そ

れを4,500度の高温にかけ、エコセメントをつくっていくのだというようなことで、当下水道組合の終末の汚泥とともに大気汚染がこの両方から大変心配されます。というのは、鶴ヶ島では町屋、上新田、そして坂戸市では多和目を初めとする地域が森戸など隣接地域がございまして、この太平洋セメントの近くには小学校、中学校、人家が張りつき、また両市においても非常に至近距離にあるということから、排水問題を初めとして公害問題が起きないかということも気になるところでございます。そうしたことを絡めまして、汚泥処理の状況と公害の発生について、どのような最終的な判断に基づいて出しているのかということでのご見解をご答弁いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 松村議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、消費税の関係でございますが、下水道使用料金への消費税、地方消費税転嫁につきましては、消費税法に基づきまして平成8年12月議会において、関係条例のご議決をいただきまして、平成9年6月から消費税を転嫁して実施しているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、使用料等の減免、第23条についての実施状況等についてでございますが、当組合の下水道条例第23条、使用料等の減免につきましては、管理者は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、この条例で定める使用料を減免することができるという内容でございます。現在この条例を適用しているものは、水道の漏水事故及び建物の建築に伴う下水に流入しない等の諸状況による使用料の減免でございます。その実施状況について申し上げますと、平成10年度から平成12年度の過去3年間で19件でございます。内訳としましては、漏水事故が12件、建てかえ等が7件でございます。

次に、下水道料金の引き下げについてでございますが、下水道使用料は昭和48年より公共下水道使用者から徴収し、昭和56年、昭和59年、そして平成8年に料金改定を行い、関係条例のご議決をいただいてきたところでございます。ご高承のとおり下水道の維持管理にかかわる費用負担につきましては、原則として雨水にかかわるものは公費で、汚水にかかわるものは私費で負担することになっております。当組合といたしましても維持管理に要する経費を下水道使用料で賄い切れない状況にありますので、その受益等に応じて適正な負担をお願いするわけでございます。したがって、現時点での下水道使用料の引き下げをする考えはないわけでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、関間地内から若葉駅前までの公共下水道の見通しについてでございますが、公共下水道脚折第1幹線につきましては、起点を関間一丁目10の58番地先とし、終点を鶴ヶ島市道第3号線に接続する藤金878番地先とする延長約1,200メートルの区間を平成12年3月に事業認可を取得したところでございます。平成12年度から工事に着手し、本年度も上流へ向けて工事を予定しているところでございます。当該工事につきましては、現在構成両市が進めております区画整理事業の計画道路に埋設する予定でありますので、今後区画整理事業の進捗と整合を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、浅羽大排水路の工事の見通しでございますが、先ほど中島議員さんにご答弁申し上げた部分と重複する部分がございますけれども、浅羽第1幹線であります浅羽大排水路でございますが、ご高承のとおり平成7年度より工事に着手しまして、総延長3,403メートルのうち平成12年度末現在の施行済み延長は1,380メートルでございます。整備率につきましては40.6%でございます。残りは2,023メートルでござ

います。今年度も引き続き上流に向けて工事を進めていく予定でございます。なお、平成14年度以降の整備につきましては、構成市と協議を重ね、できるだけ早く一本松及び新田の両区域まで延伸していきたいというふうに考えております。

次に、日本下水道事業団と明電舎に対するその後の状況でございますが、昨年11月6日に25回目の公判が浦和地裁で行われてから公判が開催されておりません。次回26回目の開催は来る7月17日、火曜日、午後4時にさいたま地裁で行われることになっております。当組合としましても今までどおり公判の内容について職員に傍聴させる考えでございます。

次に、組合として損害賠償を求めることについてでございますが、去る平成8年1月11日に鶴ヶ島市の住民より住民監査請求があり、当時の監査委員さんにより平成8年3月11日に棄却の判断がなされております。また現在損害賠償について地方自治法第242条の2の住民訴訟により、住民が組合にかわって代理請求訴訟をしておりますので、今後これらの裁判の動向を見守っていきたくと考えております。

次に、汚泥処理の状況等でございますが、水処理センターの汚泥処理につきましては、焼却灰1社、脱水汚泥2社へ処理処分を委託しておりますが、いずれもセメント原料化として使用しているものでありまして、公害の原因となるものではないと認識しております。搬出方法につきましては、水処理センターからの臭気散乱を抑えるため天蓋車、いわゆる密封車両により搬出し、近隣住民の迷惑にならないように努めておるところでございます。当組合といたしましても十分に注意しながら、各社の運搬ルート及び作業工程の確認等を行い、現状の把握に努めておるところでございます。今後におきましてもこれらを踏まえ、遺憾のないように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子。再質問を行います。

まず最初に、一番最初の消費税転嫁の問題ですが、今後行革の名においてこの消費税の増税ということが参議院選挙後、今までも口にされておりますけれども、10ないし15とか七、八%とか、さまざまな消費税導入のお話があります。やっぱり食料品には非課税と言ってきたのが食料品にも課税され、しかもこうした公共下水道がせっかく入っても、こうした消費税がかけられるということで大変高くなる。この当組合でも3,828万6,000円という消費税のかけ方であるということから見ても、いかに重い税金であるかということが言えると思います。上福岡では未転嫁であるということ、二、三年前までは大部分が転嫁してないところもあったわけですが、最近では転嫁してない市というのが少なくなってきましたけれども、それでもこのパーセントが上がったら大変な市民負担になるわけです。こういった意味からもやはり公共料金には消費税を転嫁すべきではないというふうに私どもは考えておりますので、そういった点からも検討していく必要があるというふうに思います。またこれは使用料等も減免、先ほど第23条で管理者がやはり必要と認めたときには減免することができるという条例なのですが、いわゆる漏水とこうした建てかえに関するときだけというふうになっているわけです。本当に生活が厳しくて納められないという人がたくさん出てくるというふうに思うのです。というのは、徴収率が年々下がってきています。この間までは徴収率96.5といますから、そんな悪い方ではありませんけれども、やはり徴収率が下がるということは、厳しくなっているということが言えると思います。こうした徴収率の関係から、どうしても生活困窮

者、生活保護世帯、いろんなそれに準ずる世帯の問題とか出てくるというふうに思いますので、そうした場合に組合としての対策はどういうふうに考えられるのかということでご答弁をいただいでいきたいというふうに思います。

二つ目の公共下水道の工事につきましては、区画整理との同時進行ということは当然のこととございませけれども、坂戸市の関間がどのような今話し合いになっていて、いつごろまでに関間が公共下水道を区画整理と同時に入れられるという相談がされているのか。そして、若葉の方は平成15年には完成させるというような答弁が出て、公表されているわけですので、そうしますと、同時進行ということになりますと、関間の方が工事が区画整理が早く進行しないと、下流の方にはいかないというふうに思いますが、たとえば水は流せなくても、工事だけ先にやるのか、いわゆる舗装してからまた掘り崩すということでは大変むだになりますので、こうした観点から見て、どのように下水道との関連工事が行われるのかをお伺いしておきたいというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

また、浅羽の大排水路の問題につきまして、これも既に一本松区画整理はもうことしで完了、新田の方も排水が非常に困っているということで、浅羽の大排水路の工事は非常に待たれているところでございます。雨が降ると、水びたしになったりして、いつもこれで問題になるわけなのです。下流も大変ですし、上流も大変です。こうした水害が起きないように改修を一日も早くというふうに望んでおりますが、残り2,023メートル、これをどういう見通しを持って今後進まれるのかということをお伺いしておきたいというふうに思います。

3番目の石井水処理センター工事に関する官政談合につきましては、当時私どももプラマイゼロの物価上昇を見ていました。それからどんどん物価が今下がってきている現状の中で、当組合としましては明電舎を初め、これが相見積もりということで明電舎に落ちたわけですが、88億7,800万円を最終的には110億778万9,000円ということで終わりになりまして、特に電気工事につきましては、当初計画よりも40%近い値上がりをしたということで、当時の管理者は人件費が上がったからだとか、材料費がどうかいろいろお話をしてくれましたけれども、やはり全国的にこれは談合が行われてきたのだということが発覚しまして、こうした新聞事件にも次々に取り上げられまして、結局はこうした係争問題以前に逮捕問題とかいろいろあったわけです。こういう事件を背景にした今回の事業団と明電舎に対する損害というのは、市民的な損害になると思うのです。私の試算はもっと多いのですが、この住民訴訟では2億5,511万5,640円を請求しているわけとございませけれども、本来であれば、組合が各構成団体とともにこの要求をしていくべきではないかということをお私に当初申し上げて、管理者からはほかの組合にも下水道の関係者に声をかけてやっていきますと言われたのですが、今現在に至るまでに住民がやっている監査請求、代理請求でいいのではないかとこのころに落ちついてきて、何ら対策はやってないというのが下水道組合の現状なわけです。果たしてそれでいいのかということなのです。やはり全国的な問題になったのだらば、全国下水道組合がそれなりに動いてやっていけば、もう問題は解決していたのではないかとこのように思うのですけれども、そういう動きは一切話も出てないのかどうか。各地域で係争が起きていると思っておりますが、そうしたことについてもお伺いしたいと思います。

四つ目の汚泥処理の状況ということで、太平洋セメントともう一社に汚泥の搬出を行っているということは既に聞いているわけですが、公害の発生とかそういうものは大丈夫なのだというような立場に立たれ



て汚泥の処理は行われているというふうに答弁を今聞いた範囲では思ったのですけれども、私は大変近隣の住民の方がいろいろ問題ではないかというふうなお話もありまして、近隣では非常な悪臭とかいろんな問題で悩まされているというので、図書館に行って私も溶融炉が本当に高温でやれば危険がないのかということ調べてきたのです。結局300度ぐらいが一番ダイオキシンが発生をするけれども、高温であっても安全とは言えない。いわゆる安全にするには発生源を絶つと、これはごみの問題と一緒になりますけれども、それが一番の大きな課題ですけれども、そういう課題の中で汚泥だけが問題ではなく、ごみを燃やすという、そこに大きな問題が発生しますけれども、急速に冷やすということでまた水をたくさん使う。今度は水の公害の問題あるいは上空にいつて冷えれば、またそれが結びついて一つ物質をつくっていくのだというような報告もございまして、4,500度近い熱で処理しても、あれだけ人家が多いところで果たしていいのかということになりますと、安全とは言えないということなので、当組合で汚泥処理をお願いしているその経路、経過、中身をやはり民間任せにしないで、当組合としてもきちっと調査していく必要があるというふうの一つは思います。

もう一つは、近隣の市民の人には他市町村から一切そういうものは搬入されてないのだという説明を審議会とか近隣住民にしているのです。私は、だからそんなことはないのではないかと。近隣住民に太平洋セメントと日高市がそういうことはほかから持ち込んでいませんというから、ないと思って下水道組合にお電話をいたしました、終末処理場の方に。そしたら、2社にわたって持っていつていますよという返事だったので、ああ、これは事実と違うのだなという認識をして、やはりこれはまずいなという市民の人を裏切る形でなってしまうというふうに思ったので、この質問を出しているわけです。今日本で初めて行われるこうしたエコセメント化が本当に安全かということ、そうでもないようだということになりますと、また問題になったときに困りますので、一定度の調査はしておく必要があるというふうに思いますので、ご答弁をお願いします。

○議長（高沢良夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 零時05分

再開 午後 1時10分

○議長（高沢良夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

最初に、使用料等の減免についてでございますが、この件につきましては、本人の申請があった時点で審査し、内容を確認し、決定するようにしたいと考えておるところであります。

続きまして、脚折第1幹線の見通しについてでございますが、公共下水道脚折第1幹線につきましては、平成12年度から工事に着手したところでございますが、現在継続的に工事を進めているところでございます。先ほどもご答弁を申し上げましたが、構成両市が現在進めております区画整理事業の計画道路に埋設

する工事でありますので、当該事業の整合を図るとともに、構成両市と協議をし、進めてまいりたいと考えております。

次に、浅羽大排水路の見通しについてでございますが、当該排水路につきましては、継続的に鋭意進めているところでございます。今後も構成市と協議をしながら上流に向けて進めてまいりたいと考えております。なお、事業認可の執行期間としましては、平成15年3月末日となっておりますが、まだ相当の事業量がありますので、事業認可の執行期間を延伸してまいりたいと考えております。

次に、その後の公判の状況でございますが、現在全国で18団体において同様な訴訟が起きているようですが、いずれにしましても当組合といたしましては、他団体の動向を見守っていきたいと考えております。

次に、汚泥処理の状況でございますが、水処理センターの汚泥処理につきましては、各社の状況を把握し、搬出から臭気等公害に対し十分注意を払い、支障のないように確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 8番、松村和子議員。

○8番（松村和子君） 8番、松村和子です。再々質問を行います。

まず第1番目の市民生活を守る対策でございます。ここは広域行政とはなっておりますけれども、消費税の導入とか公共料金への導入とかそういうことは各市町村ともなかなかほかのものにはかけてない。下水とか水道とか広域行政にのみこういう税金をかけているということにつきまして、先ほど来私も申し上げましたけれども、20万から30万社、先ほどの週刊誌とか新聞を最近読みましても、今これから小泉首相はアメリカに行きますけれども、結局は不良債権の処理を何とかしろと。これはバブルでつくった自民党を初めとする政権の大きなツケなわけです、バブル経済をつくった。それを結局不良債権の処理をすると、多くの業者が倒産し失業するということになりますと、これはもう社会混乱を引き起こすというふうにごくここでも、だれでも思っています。その不良債権の最たるものは不動産であり、そして最近では、この間も事故を起こしました三菱自動車やそのほかそうした自動車関係までが不良債権の対象に入りつつあるということで、大変な社会混乱を引き起こす事態があるわけです。そうした不良債権の処理を構造改革で行うということにつきましては、その受け皿という失業保険につきましても、今までは失業保険が大分早くからもらえたとし、公共職業安定所で並んでいる人も少なかったのですけれども、最近はまだ職業がないとあふれている状態です。それがもっともっと深刻化します。そして高齢化社会になって高齢者がふえると、またものを買うのにもなかなか買えないという、そういう二重の構造が今起こりつつある中で、漫然と地方自治体がそれを放置しておいたら大変な社会問題になるわけです。ですから、食料品は非課税にしないということを初め、公共料金に消費税を導入しないと、この二つはやはり最低限の社会的に必要なモラルの問題であるというふうに私はずっと考えています。

ですから、そういう混乱した状況になって下水道料金に消費税をかけ、使用料の減免もわからない、どうやってやっていいかわからないという市民の状態の中で、滞納者がふえていくと、下水道料金を払わない人がふえていくという悪循環が広がるのではないかと私を懸念をしております、そうした対策を今からこのままの経済が続くと、低迷経済が続きますので、そういうことを考えないといけない時期にきているというふうに地方公共団体、特に下水道、水道料金というのは思っております。その点につ

きましては今後の検討課題ということでも結構ですので、ぜひ前向きに検討して、そしてこういう第23条の減免についても知らせていくということも含めて、やっていただきたいと思います。できれば、下水道料金を引き下げていくということが多くの市民にとっては願いであるというふうに思いますので、そういった方向でぜひお願いしたいと思いますので、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

二つ目の公共下水道につきましては、工事の進捗状況と言われますけれども、もしかしたら関間よりも若葉の方が早いのではないかと、工事の進捗状況が。そういう中で平成15年完了ということになりますと、その前に下水道を入れないと、やはり築造してからでは遅いのではないかとというのが私の質問の一番の中身なのです。ですから、関間の方と坂戸市と話し合う、若葉の方と話し合っ、その進捗状況によって進めるという答弁ではちょっとはつきりしないのです。全体が見えてこないのです。ですから、当然話し合っ、進めるのしょうけれども、関間がこういう今現状だと。区画整理の現状、そして話し合いを進めていく。鶴ヶ島の方はこうで、例えば舗装までできるのかどうか、そういうことの施行上の問題も含めましてご答弁をお願いしておきたいというふうに思います。

また、浅羽大排水路の問題につきましても、期間が予定よりいわゆる工事がおくれているというので、期間の延伸を行うというようなことだご答弁いただきましたけれども、そうしますと、平成15年にはもちろん終わらないと。どのぐらい期間を延長しなければならないのか。この辺はもう深刻な排水の問題、先ほども中島議員の方からも触れられておりましたけれども、大変排水問題は深刻なのです。ですから、そういった観点も含めまして、なるべく早くお願いしたいというふうには思いますけれども、延伸、本来は15年末までにやってもらいたいのですが、延伸するとしたらどのぐらい延びてしまうのかということについてお伺いしておきたいというふうに思います。

三つ目の問題につきましては、大変今までずっとやってきても非常に消極的であり、積極的な対策というのが打ち出されないまま現在までできてしまいました。今後もこれも行革の対象になっておまして、恐らく環境事業団も上がっていましたが、こうした日本道路公団を初めとして下水道事業団の民営化みたいなものも進められるのではないかとというふうに私は危惧しているのです。そういう中でのこうした工事の問題がうやむやになってしまうということになりますと、そうしたものと関係というのがなくなってしまうのではないかとという心配もするのです。小泉内閣が進める中の柱の一つとして、そういう民間へのいわゆる民間活用みたいな形となる。そのときにこの問題はどうなるのですか。今は半官制です。その前に全国の自治体とともにこうした問題も解決していくというのが当然のことではないかというふうに思うのです。それは市民の皆さんの税金で行ったものであると、本来ならばもっと精査していかなくてはならないというふうに思いますので、答弁をお願いします。

四つ目の問題については、汚泥処理について、もう絶対にこの高温で処理しても、公害が発生しないということは言えないのだということが検証されているようございいます。その中の搬出問題では、密封したもので搬出していくということですが、先様の中身についてのチェックとか、そういう本当に自分が持っていったものが安全に処理されているのかとか、そういうところまではどうもあいまいなままに終わっているというのが現状ではないかと思うのです。それで、先で結構公害問題になったり、いろんな問題になるということになると問題だと思しますので、この点はしっかりと自分の搬出したものがどうやって処理されるのか、どういう中身なのか、きちっと化学的な根拠を示して提出できるぐらいの準備は整

えておく必要があるというふうに思いますけれども、ご答弁をお願いします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答え申し上げます。

最初に、消費税の関係でございますが、消費税、地方消費税の基本的性格は、最終的にその負担を消費者に転嫁することを予定している税であることから、本組合の下水道事業についても、建設投資と仕入れには消費税、地方消費税が上乘せされているものでありまして、事業者は使用料に消費税、地方消費税の転嫁を円滑かつ適正に行う必要があるわけでございます。また、使用料への転嫁を行う場合でも、納税の義務は免れないものでありまして、その場合には下水道事業者が消費税、地方消費税の納付税額を負担するようになりますので、今後も受益者負担の原則から転嫁する考えでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、脚折第1幹線の見通しの関係でございますけれども、先ほどもご答弁を申し上げましたが、当該計画路線につきましては、家屋が計画上の道路に存在しておるわけでございます。したがって、本来ならば家屋移転が終わった後にこの工事をするのが一番ベターでございますけれども、その辺の施行上の諸問題も含めて、構成両市と協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、浅羽大排水路の見通しでございますけれども、事業認可の延伸期間としましては、5年から7年を考えておりまして、先ほどもご答弁申し上げましたが、まだ相当数の事業量がございまして、事業認可の延伸をして今後進めていきたいというふうに考えております。

次に、その後の公判の状況でございますけれども、先ほどもご答弁を申し上げましたが、当組合といたしましては、公判及び他団体の動向を見守ってきたいというふうに考えております。

汚泥処理の状況でございますけれども、これにつきましては大気汚染防止法等各法による許可を得ておりまして、焼却炉自体は問題ないわけでございます。今後も各社の状況を把握しながら、搬出等臭気等公害に対し十分注意を払いながら支障のないように確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 次に、12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） 12番、榊原京子です。通告に従い一般質問を行います。

公共下水道は、環境を守り、市民の衛生的かつ快適な暮らしを創出するため必要不可欠な事業です。事業の効率的な運営を図る上で施設に少なからず負荷がかかると思われるディスポージャーの普及について質問いたします。最近、私が住んでおりますマンションに、生ごみ処理の手間が省けますというキャッチフレーズでディスポージャーの設置を勧める広告が入りました。新聞では、ディスポージャー設置済みのマンションの販売がニュースになっています。手間要らずという考え方からすれば、一見便利そうで購入する人も増加すると思いますが、汚水処理をする下水道組合としては不都合はないのでしょうか。そこで、次の4点についてお尋ねいたします。

- 1、下水道組合としてディスポージャーが普及することをどうお考えでしょうか。
- 2、水処理施設に与える影響は。
- 3、水処理の費用負担の上乗せについて。
- 4、投げ込み広告等でディスポージャーを販売しようとする業者へどのように対応されるのか、4点につ

いてお尋ねいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） 榊原議員さんの一般質問にお答え申し上げます。

最初に、ディスポーザーが普及することについて、当組合の考え方でございますが、生ごみを瞬時に碎き、液化し、水とともにジュース状にして下水道へ流れさせる機械でありまして、野菜くず等の厨芥量が減少し、家庭労力が短縮するという利便さがあるわけでございますが、受け入れる下水道からしますと、大きな問題が発生するわけでございます。従来の汚水のほかに大量の生ごみを搬送処理することにより、管渠、処理施設への負荷が高まり、容量が不足します。そのことにより排水設備や下水道本管の詰まりや悪臭発生の原因となるわけでございます。したがって、県内すべての市町村で単体ディスポーザーをしないよう指導しておるところでございます。

次に、水処理センターに与える影響でございますが、下水道施設はディスポーザーの使用を想定してつくられていないため、下水道施設にさまざまな影響が考えられます。一般的には生ごみを破碎した下水はSS、これは浮遊物質量でございますが、等をふやさせ、管渠における堆積物の増加、閉塞、臭気の発生など流送障害、処理施設への処理負荷の増大、発生汚泥量の増加などが考えられます。

次に、設置してしまった人へ水処理の費用負担の上乗せについてでございますが、現在ディスポーザーは使用しないよう指導しておりますが、仮に設置してしまった場合には、先ほどお話し申し上げましたような下水道施設への影響がありますので、条例等により設置できない旨の説明をし、早急に改善するよう指導してまいりたいと考えております。したがって、費用の上乗せについては考えておらないところでございます。

次に、販売業者への対応でございますが、販売業者へは直接あるいは指定工事店を通じ、当組合ではディスポーザーの設置をすることはできないことを周知させるとともに、今後は一般消費者に対しても広報でのPRを考えております。

以上でございます。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） ご答弁は一応了解いたしました。条例で各市町村が規制しているということはわかりました。それと、水処理施設にも大きな影響があるというふうにお考えのようで、私もその点は一応納得いたします。しかし、指定事業者の方を通せば、これはつけてはいけませんよという指導はあるかと思うのですけれども、今回のようにこういう広告がマンションの方に入れられて、すぐく私自身も何だろうと思って、今回の質問になったわけですから、売ってもうかれば良いと思っているそういう業者の方もいると思いますので、そういう対応についてはどうされるのかということが1点です。

それから、広報でPRというふうに先ほどご答弁ありましたけれども、広報でPRしていただくことは大変結構ですけれども、一度だけではなかなか目につかないこともあると思いますので、折を見て何度も掲載していただくことが必要かと思っております。業者へのこの投げ込み広告をしたこういうような業者に対しては、指導をしていただくということでしたけれども、ここには電話番号もありますし、場所も住所もしっかりしていますので、その対応はどうかをお聞きいたします。それで、こういう広告はほとんど集合住宅、例えばマンションとかそういうところに入ると思うのですけれども、そういうところの例

えば管理組合や自治会に、こういうことは水処理、排水処理の施設がしっかりしていないと、取りつけてはいけませんよというようなお知らせを自治会を通して掲示板に張っていただくなり、そういう方法は必要だと思うのですが、そういうことについては下水道組合はどのようにお考えになっているでしょうか。2点についてお願いいたします。

○議長（高沢良夫君） 吉田事務局長、答弁。

○事務局長（吉田勝己君） お答えいたします。

最初に、販売業者への対応の関係ですけれども、こちらに同じようなパンフレットが来てございます。したがって、ここに問い合わせ先の電話番号等がありますので、既にこのPRをされた業者に対しては、うちの方から、当組合から話はしております。

それから、ご承知だと思いますけれども、9月10日が下水道デーというふうな日になっております。そういった中でPR、それから水洗便所相談あるいは工事によります地区別説明会等によりまして、このディスポーザーの関係については周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高沢良夫君） 12番、榊原京子議員。

○12番（榊原京子君） ありがとうございます。下水道デーにいろんなところで業者の方に説明、指導していくというお話でしたけれども、これを業者の方にもですけれども、市民に向けて、先ほどどうですかというふうにお聞きしましたように、自治会や管理組合の掲示板を使って、ぜひこれは設置してはいけませんというふうにお知らせをしていただくとありがたいなと思っております。実際に私の知り合いが最近引っ越したところで、シンクのところに水をたくさん張りましたら、すごく変なところから水漏れがして、水道工事店の方にお聞きしたら、前に入っていた人がここを取り外して何か別のものをつけたのではないかというふうな事例がありました。それで本当に簡単、便利でお金があればつけられるものですから、こういうルールを知らなければ、多くの人がつけてしまうと思います。知らないところでいろんな下水道に関する負担、それから私たちがもう一回また使うお水が汚れてしまうということを考えると、ぜひこの集合住宅に対する対策はよろしくお願ひしたいと思ひます。

きのうインターネットで調べましたら、アメリカはこのディスポーザーを日本に売りつけたり、拡大するためにいろんなところで実験をしているようです。それでアメリカの普及率は50%以上というふう聞いておりますけれども、アメリカと日本では国土の広さが違いますし、川の形態が違うことはもう皆さんご存じです。自然環境を私たちが守っていくということでは、ぜひ下水道組合の方にしっかりした指導を徹底していただきたいということを要望して終わります。

○議長（高沢良夫君） 以上をもって一般質問を終結いたします。



### ◎議長のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 以上をもって、今期定例会の議事は全部終了いたしました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会に早朝よりご出席をいただきまして、大変重要な案件につきまして慎重にご審議いただき、ご議決をいただきましてまことにありがとうございました。下水道組合の事業につきましては、大変市民生活と密着した重要な事業でございます。今後とも議員各位には大所高所より議会運営に格段のご協力をお願いいたします。甚だ簡単ではございますが、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。



### ◎管理者のあいさつ

○議長（高沢良夫君） 続きまして、管理者からごあいさつをお願いいたします。

伊利管理者。

○管理者（伊利 仁君） 議長のお許しをいただきましたので、ごあいさつを申し上げます。

議員各位には長時間にわたりまして慎重ご審議を賜りまして、ご提案申し上げました議案につきましては原案どおりのご議決を賜りました。まことにありがとうございました。また、その後の質問等を通してご議論いただく中で、貴重なるご示唆、ご提言をちょうだいいたしました。議会の意を十分体しまして、これからも執行部一丸となって本組合の運営に当たってまいりたいと思っております。なお、議員からもいろいろご示唆がございましたように、今後とも下水道の普及におきましても鋭意取り組んでまいりますので、今後とも変わらざるご指導、ご支援をお願い申し上げます。

なお、本議会におきまして、正副議長さんの改選が行われたところでありますけれども、議長に就任なされました高沢良夫議員さん、副議長に当選、就任なされました山田吉徳議員さん、お2人の議員さんのご当選を心からお祝いを申し上げますとともに、どうぞ今後におきましても組合の運営のためにご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回ご退任なされました高橋前議長さんには、長い議会経験の中で卓越した識見を持ちまして、本組合の運営に当たりまして大所高所からご指導いただき、本組合に大変なご貢献をいただいたところでありまして、心から厚く御礼を申し上げますとともに、今後ともよろしくようお願い申し上げます。

まだ梅雨が明けません。しばらくの間不快指数も高まってくると思います。どうぞ議員各位にはご自愛いただきまして、本組合の進展はもとよりのこと、坂戸、鶴ヶ島両市の発展、そしてまた住民福祉のためにますますご活躍を賜りますようにご祈念いたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。



### ◎閉会の宣告

（午後 1時39分）

○議長（高沢良夫君） これをもって平成13年6月第3回坂戸、鶴ヶ島下水道組合議会定例会の議事を閉じ、

閉会いたします。どうもありがとうございました。